Intensive

TEXT 1

年内完結・速修コース

基本テキスト

法人税法

CORPORATION TAX

第1回講義
体験用テキスト

TAC税理士講座

TAC

法人税法年内完結・速修コース基本テキストNo. 1　コントロールタワー

教材／回数	学習内容	基本テキスト	トレーニング	システムカード	理論マスター理論テキスト
第１回	納税義務者と課税所得等の範囲 各事業年度の所得の金額の計算の通則 企業利益と課税所得（別表４）	P. 3 ～ P. 30	問題１ ～ 問題５	P. 9	テーマ1 テーマ2
第２回	税額計算の仕組み（別表１） 減価償却（損金算入・償却限度額）	P. 33 ～ P. 62	問題６ ～ 問題14	P. 193~194 ・ P. 47～49	テーマ6
第３回	減価償却(グルーピング・損金算入)	P. 65 ～ P. 80	問題15 ～ 問題20	P. 49	テーマ6
第４回	減価償却(少額等、償却可能限度額)	P. 83 ～ P. 104	問題21 ～ 問題28	P. 49～52	テーマ6
第５回	租税公課等	P. 107 ～ P. 126	問題29 ～ 問題39	P. 105~107	テーマ8
第６回	受取配当等の益金不算入	P. 129 ～ P. 146	問題40 ～ 問題44	P. 27～29 ・ P. 31	テーマ5
第７回	受取配当等の益金不算入（短期所有株式等） 資産取得・雇用促進の特別控除	P. 149 ～ P. 170	問題45 ～ 問題56	P. 30 ・ P. 199~200	テーマ5 テーマ14
第８回	外国子会社から受ける配当等 所得税額控除	P. 173 ～ P. 198	問題57 ～ 問題66	P. 35 ・ P. 203~205	テーマ5 テーマ14
第９回	外国税額控除 実力テスト（通信添削問題）	P. 201 ～ P. 215	問題67 ～ 問題70	P. 207~211	テーマ14

テキスト

＜今回の学習内容＞

第１回講義　使用ページ

p.３～３０

テーマ１　納税義務者と課税所得等の範囲

理論：重要度 ★★★
計算：重要度　　―

法人税は、会社の「もうけ」に対して課され、会社が納める税金である。この「もうけ」は、会社が勝手に計算するのでは問題があり、「課税の公平」を図るために一定のルール「法律」が必要となってくる。このルールが、これから学習していく「法人税法」である。

今回は、「法人税とはいったいどのような税金なのか」ということを中心に、法人税法を勉強していくうえでのいろいろな約束事を学習する。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学　習　内　容	学習回数
１－１	法人税の概要	No.１第１回
１－２	法人税の納税義務者	No.５第７回
１－３	納税義務者と課税所得等の範囲	No.５第７回

本テキストの設例は、原則として、年１回３月末決算の法人の当期（自平成24年４月１日至平成25年３月31日）を対象として作成しています。

1-1　法人税の概要

1　法人税法の出題範囲

(1)　出題範囲

国税通則法、法人税法及び租税特別措置法等の法令であり、この法令を中心に学習する。

(2)　優先順位

原則として、特別法である租税特別措置法が優先して適用され、次に法人税法、国税通則法等が適用される。

(3)　略語や重要度

略語や重要度は次のとおりである。

特に略語については、条文を読むうえでの基本的な約束事となるため、その重要度に応じて覚える必要がある。

法　令　そ　の　他		略　語	重要度
1．国税通則法	(1)　**国税通則法**	**国通法**	○
	(2)　国税通則法施行令	国通令	△
	(3)　国税通則法施行規則	国通規	△
2．法人税法	(1)　**法人税法**	**法**	◎
	(2)　**法人税法施行令**	**令**	○
	(3)　法人税法施行規則	規	△
	(4)　減価償却資産の耐用年数等に関する省令	耐　令	△
3．租税特別措置法	(1)　**租税特別措置法**	**措　法**	◎
	(2)　**租税特別措置法施行令**	**措　令**	○
	(3)　租税特別措置法施行規則	措　規	△
4．その他の関係法令	(1)　災害減免法	災免法	△
	(2)　財務大臣が行う法律関係告示	告　示	△
5．行政庁の取扱通達	(1)　法人税取扱通達		
	①　**基本通達**	**基　通**	◎
	②　個別通達	個　通	△
	(2)　**租税特別措置法関係通達**	**措　通**	○
	(3)　耐用年数の適用等に関する取扱通達	耐　通	△

（注）条文の略語

法人税法第22条第３項第１号　⇨　法22③一

(1)　国税通則法

国税に関する法律の基本的な事項及び共通的な事項（税額計算、更正、決定、更正の請求等）を定めた一般法

(2)　法人税法

法人税についての基本的な事項（納税義務者、課税標準、申告及び納付等）を定めた法律

※　法人税法、法人税法施行令（政令）及び法人税法施行規則（省令）の関係

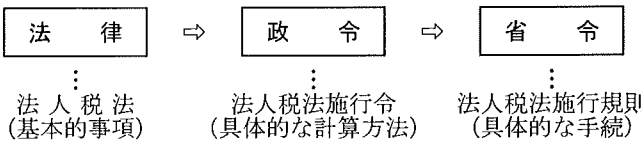

(3)　租税特別措置法

政策的要請などから、法人税法に定める内容を暫定的に修正する特例を定めた法律（時限立法）

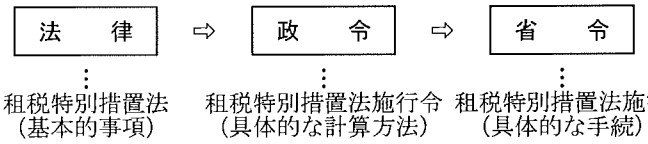

(4)　その他の関係法令

被災者に対する租税の減額や免除、徴収猶予期限などを定める法律

(5)　行政庁の取扱通達

税務行政における税法令の解釈適用を統一するために、国税庁の主要な内規を公表したもの （法的な拘束力はないが、知っておくべきものである。）

2　法人税の概要

(1)　法人税の特徴

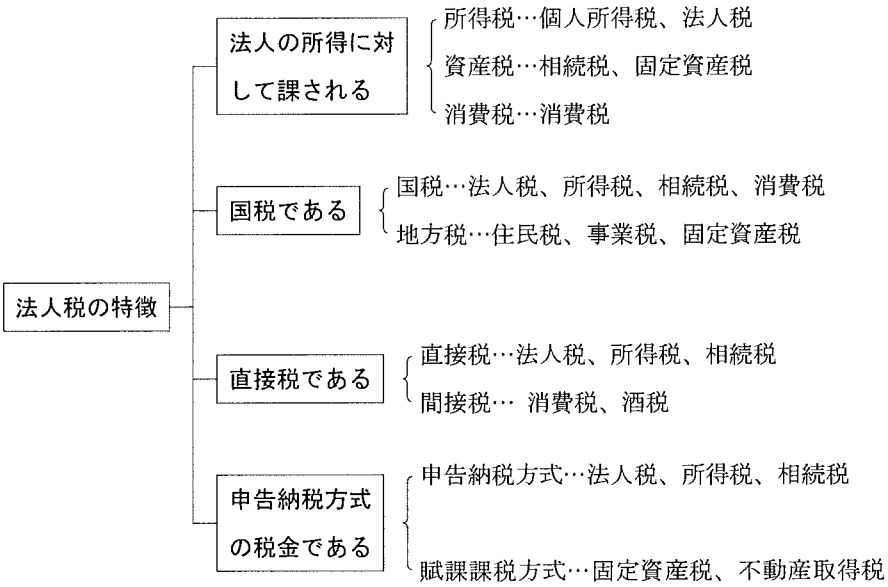

(2)　法人税の種類

下記の３種類があり、一般的に法人税といわれるのは、「各事業年度の所得に対する法人税」のことである。

①　各事業年度の所得に対する法人税

法人の毎期の事業活動により得られる利益(所得)に対して課される法人税

②　各連結事業年度の連結所得に対する法人税

企業グループを１つの納税単位として法人税を計算する、いわゆる「連結納税制度」を選択した場合に①の代わりに課される法人税

③　退職年金等積立金に対する法人税（現在適用停止中）

退職年金業務等を営む信託会社や保険会社などを対象とする法人税で、退職年金に対する課税が、従業員が退職するまで発生しないことに対する遅延利息たる性質を有する特殊な法人税である。

「退職年金等積立金に対する法人税」は、特殊な法人税であり、かつ、現在適用停止中である。

なお、受験上は「各事業年度の所得に対する法人税」が学習の中心となるため、以下「各事業年度の所得に対する法人税」を前提として説明する。

3　法人税の体系

(1)　法人税法の体系

受験上最も重要なものは第二編の「内国法人の法人税」である。

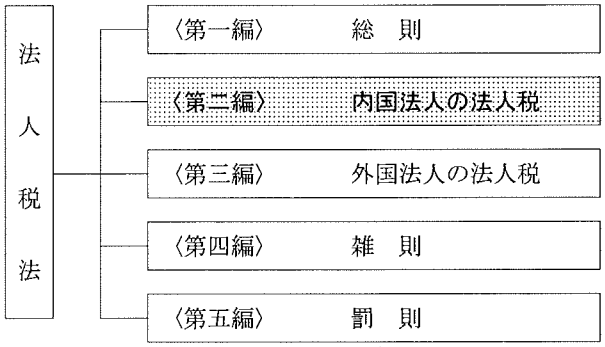

(2)　租税特別措置法の体系

受験上必要なものは、第三章の「法人税法の特例」である。

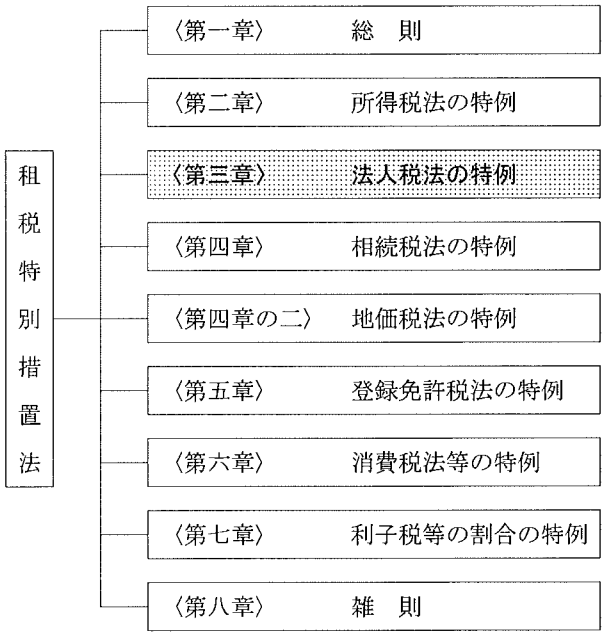

4　納税義務者と課税所得等の範囲

納税義務者とは、税金を支払う義務を有する者で、法人税の場合は「法人」である。

法人税法では、納税義務や課税所得の範囲などが異なるため、法人を次のように区分している。

(1)　法人税の納税義務者（法４）

法人税法では、納税義務者を「内国法人」と「外国法人」に区分し、さらに「内国法人」については５つに、「外国法人」については２つに細分している。

①　内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。 ②　外国法人とは、内国法人以外の法人をいう。

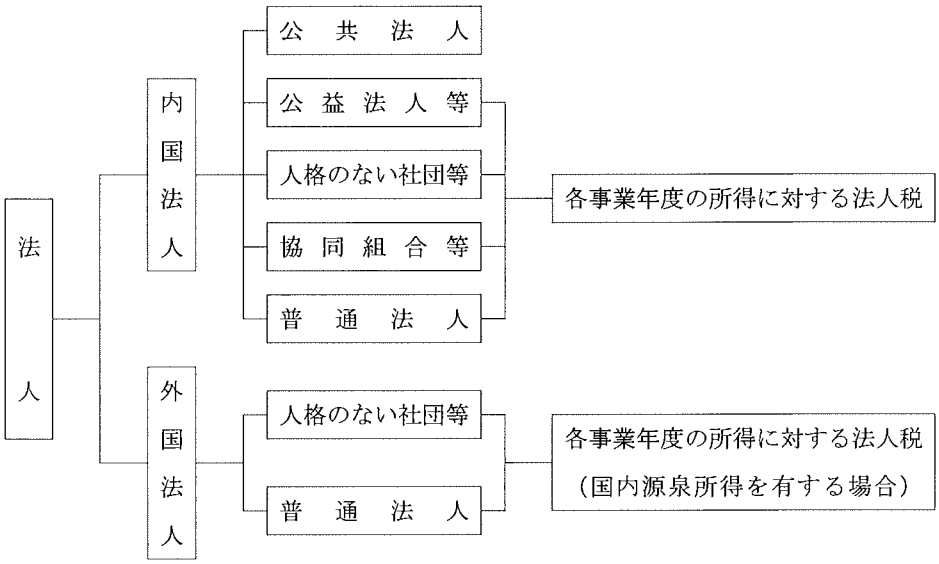

【図　解】　内国法人と外国法人

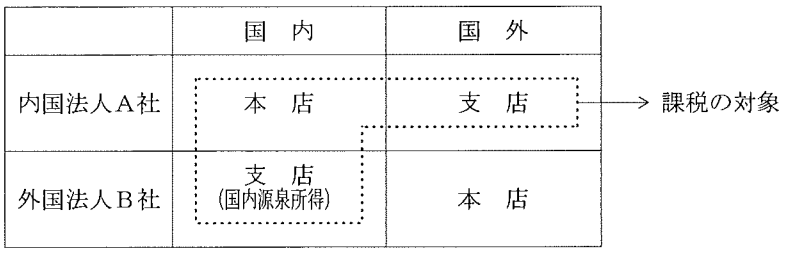

(2)　**内国法人の課税所得等の範囲**（法５、６、７）

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の納税義務者と課税所得等の範囲は下記のとおりである。

なお、公益法人等と協同組合等については、公益性などを考慮して普通法人に比べ税率を低く設定している。

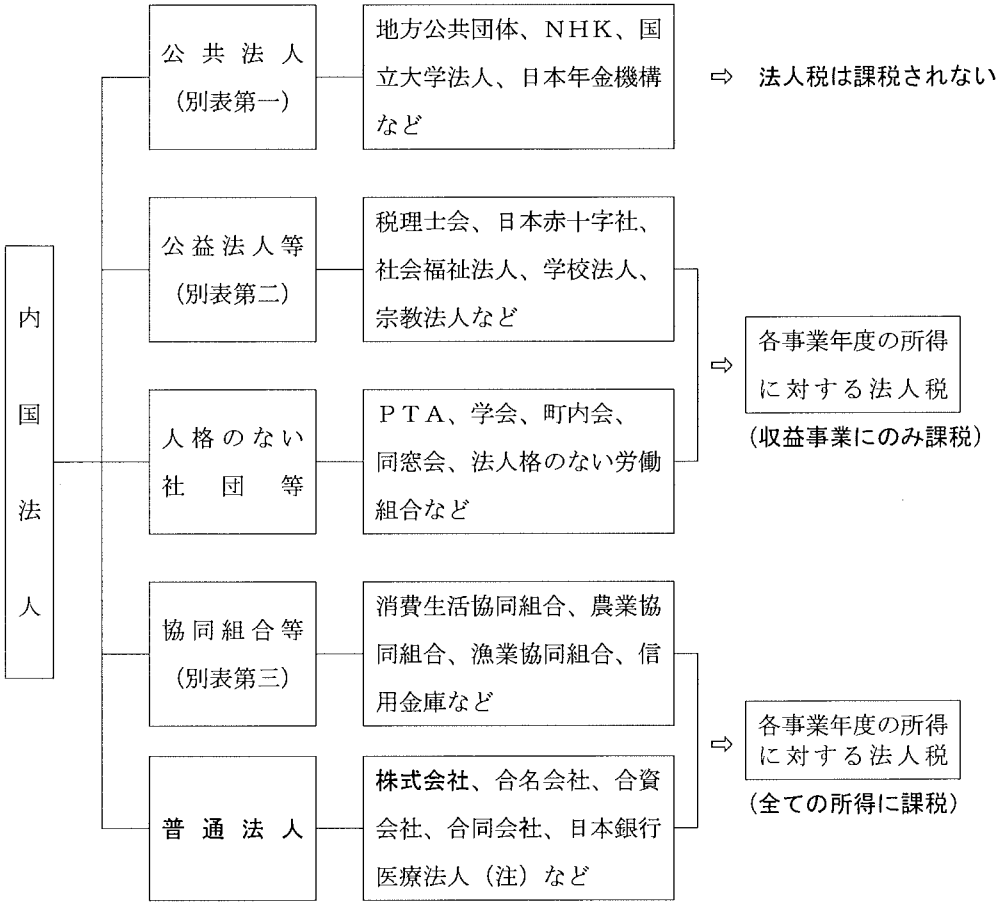

（注）社会医療法人は公益法人等に含まれる。

<メ　　モ>

テーマ6　各事業年度の所得の金額の計算の通則

理論：重要度 ★★★
計算：重要度 ★★★

各事業年度の所得に対する法人税は、会社の利益に対して課す税金であるが、この法人税の計算対象となる利益のことを「所得金額」という。この所得金額に税率を乗じて法人税の額（税額）を計算することになる。

このテーマでは、この所得金額を計算するための大原則を学習していく。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学　習　内　容	学習回数
6－1	各事業年度の所得に対する法人税の体系	No.1 第1回
6－2	所得の金額の計算の通則	No.1 第1回

6－1　各事業年度の所得に対する法人税の体系

「各事業年度の所得に対する法人税」に関する規定は、実体規定（課税標準、税率など）と手続規定（申告、納付、更正など）に大別される。

1　課税標準及びその計算

法人税における課税標準は、**所得の金額**である。

（注）**課税標準**

課税標準とは、税額の算定の基準となる価格または数量をいい、納税者の担税力を数値により表したものである。

2　税額の計算

課税標準（千円未満切捨）　×　税　　率　＝　納付税額（百円未満切捨）

法人税では、原則的な税率を30％とする比例税率を採用している。比例税率とは、課税標準の増減にかかわりなく、常に一定の税率により課税するものである。

3　申告、納付及び還付等

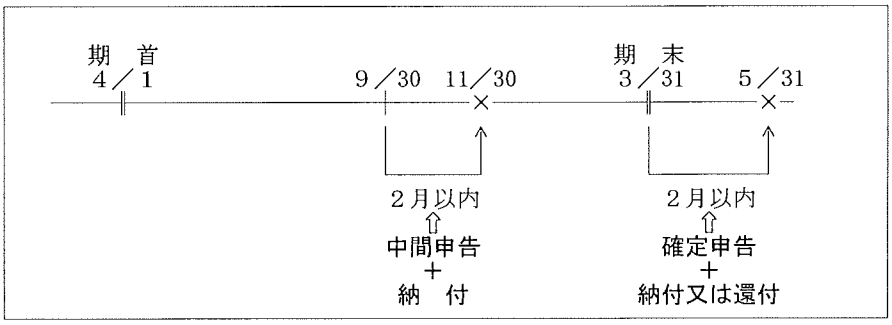

法人税は、基本的に中間申告と確定申告の２回の申告により税額を納付する。

6－2　所得の金額の計算の通則

税額計算の基礎となる所得金額と企業会計上の利益は、必ずしも一致しない。そこで、税法の目的を果たすために計算される所得金額と企業会計上の利益との関係を理解する必要がある。

法人税法上の所得の計算目的	⇨	担税力に応じた課税の公平の実現
企業会計上の利益の計算目的	⇨	企業の財政状態及び経営成績の把握

1　各事業年度の所得の金額（法22①）

法人税の課税標準である「各事業年度の所得の金額」は、その事業年度に帰属する益金と損金をその計算対象とし、事業年度ごとに区分して計算すること（事業年度単位課税）を明らかにしている。

各事業年度の所得の金額	＝	その事業年度の益金の額	－	その事業年度の損金の額
‖⇦全て同一ではない		‖⇦別段の定め		‖⇦別段の定め
各事業年度の利益の金額	＝	その事業年度の収益の額	－	その事業年度の原価・費用・損失の額

（注）事業年度の対応

上記の算式中「その」事業年度とは特定の事業年度のことを示すものであり、益金と損金について特定の期間における対応を要求していることを表している。

2 益金の額（法22②）

(1) 収益の額

その事業年度の益金の額に算入すべき金額≒その事業年度の収益の額

注意点は、次のとおりである。

① 益金自体の「本質」は規定せずに、「算入すべき金額」を規定している。
② 法人税法独自の益金の額の計算に関する原理や原則はなく、その計算は、企業会計における「収益」の額の計算に依存している。
③ その事業年度に帰属する収益の額が計算対象となる。

(2) 別段の定めのあるものを除く

「別段の定め」とは、「特例」のことであり、企業会計における収益の額と異なる益金の額については、別に法人税法等に規定されている。

(3) 資本等取引以外の取引に係るもの

益金の額に算入すべき収益の額は、損益取引に係るものであることが要求される。

(4) 取引の例示

① 資産の販売
⇨ 商品又は製品の売上高など
② 有償による資産の譲渡又は役務の提供
⇨ 固定資産の譲渡における譲渡対価、土地の賃貸における収入金額など
③ 無償による資産の譲渡又は役務の提供
⇨ 資産の贈与における時価、無利息貸付における通常の利息など
④ 無償による資産の譲受け
⇨ 受贈益（時価）

（注）有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供

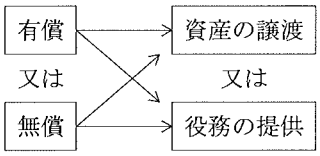

① 有償による資産の譲渡
② 無償による資産の譲渡
③ 有償による役務の提供
④ 無償による役務の提供

3 損金の額（法22③）

(1) 原価・費用・損失の額

その事業年度の損金の額に算入すべき金額≒その事業年度の
- 原価の額
- 費用の額
- 損失の額

注意点は、次のとおりである。

① 損金自体の「本質」は規定せずに、「算入すべき金額」を規定している。

② 法人税法独自の損金の額の計算に関する原理や原則はなく、その計算は、企業会計における「原価・費用・損失」の額の計算に依存している。

③ その事業年度に帰属する原価・費用・損失の額が計算対象となる。

イ 原価の額 ⇨ 収益との個別対応により認識

ロ 費用の額 ⇨ 債務確定基準に基づき期間対応により認識

ハ 損失の額 ⇨ 発生の事実により認識

(2) 別段の定めのあるものを除く

益金の額と同様に、企業会計における原価・費用・損失の額と異なる損金の額については、別に法人税法等に規定されている。

(3) 資本等取引以外の取引に係るもの

損金の額に算入すべき損失の額は、損益取引に係るものであることが要求される。

(4) 債務確定基準

償却費以外の費用については、**期末までに債務の確定しているもの**に限り損金の額に算入される。

企業会計では、収益と費用との対応関係を重視して費用の見積計上（引当金の計上）を積極的に行っているが、法人税法では、課税の公平の見地から恣意性の排除のため、**原則として費用の見積計上（引当金の計上）は認めていない。**

ただし、企業会計との調整を図るために、法人税では**別段の定めにより２つの引当金**に限定してその計上を認めている。

別段の定め ⟶ ２つの引当金に限定
- (1) 貸倒引当金（法52）
- (2) 返品調整引当金（法53）

4 公正妥当な会計処理基準（法22④）

収益の額及び原価・費用・損失の額 → 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算

所得金額の計算にあたって、収益の額及び原価・費用・損失の額の計算については、会計における概念や原理を前提として、企業会計上の損益計算に従うこととしている。

5 資本等取引（法22⑤）

(1) 資本等取引の取扱い

資本等取引
- 資本金等の額の増減取引
- 利益又は剰余金の分配等

資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として一定の金額（資本金や株式払込剰余金など）をいう。

資本等取引に係る純資産の増減は、所得計算に一切影響を与えず、資本等取引以外の取引に係る純資産の増減は、すべて所得計算に含められる。

(2) 資本等取引を規定する理由

① 法人の所得に課税する法人税では、株主等からの拠出資本（元本）には一切課税しないので、資本金等の額の増減取引は所得計算から除外される。

② 利益又は剰余金の分配等は、法人税課税後の所得の分配であり、再び所得計算に関係させないように資本等取引に含めている。

プラスα　無償による資産の譲渡又は役務の提供

無償（ただ）による資産の譲渡や役務の提供がなぜ益金を構成するのだろうか。次の具体例で会計と税務の違いを考えてみることにする。

【具体例】土地（時価 500、簿価 300）を贈与（無償の譲渡）した場合

1《会計上の仕訳》

寄　附　金 300	／	土　　地 300	

収益　0
費用　300
利益△300

2《税務上の仕訳》

一旦土地を時価で譲渡した後、譲渡対価相当額を贈与したと考える。

	現　　金 500	／	土地譲渡収入 500	⇨益　金	益金　500
損　金⇦	譲渡原価 300	／	土　　地 300		損金　800
損　金⇦	寄　附　金 500	／	現　　金 500		所得△300
	(損金算入に限度あり)				

(1)　会計上…「寄附金 300」を費用計上→利益は△300

(2)　税務上…「土地譲渡収入 500」が益金、「譲渡原価 300」及び「寄附金 500」が損金→所得は△300

したがって、無償（ただ）による資産の譲渡を行った場合においても税務上は、「土地譲渡収入 500」という益金が発生することとなる。

なお、後日学習するが、寄附金については「別段の定め」によって全部又は一部が損金として認められずに課税所得を構成することがあり、その結果、所得が多くなり、利益と所得が一致しないこととなる。

この計算は税務上の金額500を用いて行う。

今後、様々な「別段の定め」を学習していくが、上記のように、税務上の金額がその計算の基礎となるため、益金と損金をそれぞれ認識することが重要となる。

テーマ7　企業利益と課税所得

理論：重要度　－
計算：重要度 ★★★

法人税の課税所得（所得金額）は、損益計算書の当期純利益から誘導的に計算される。このテーマでは、企業利益と課税所得との差異を調整するための計算表である別表４（所得の金額の計算に関する明細書）を学習する。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学　習　内　容	学習回数
７－１	具体的な課税所得計算と別表４	No.１第１回
７－２	別表４のフォーム	No.１第１回
７－３	税務調整	No.３第７回
７－４	資本金等の額と利益積立金額	No.３第４回
７－５	別表５（一）のⅠの記載方法	No.３第４回
７－６	別表５（一）のⅡの記載方法	No.３第４回
７－７	税効果会計	No.５第３回
７－８	設立第１期の取扱い	No.４第８回
７－９	解散の取扱い	No.４第８回

7－1　具体的な課税所得計算と別表４

所得金額は、企業利益と全く別に計算されるのではなく、確定した決算（株主総会の承認を受けた決算）に基づく企業利益に一定の調整を加えて計算する。

この企業利益を出発点にして所得金額を算出する計算表を「別表４」という。

（注）決算から申告までの流れ

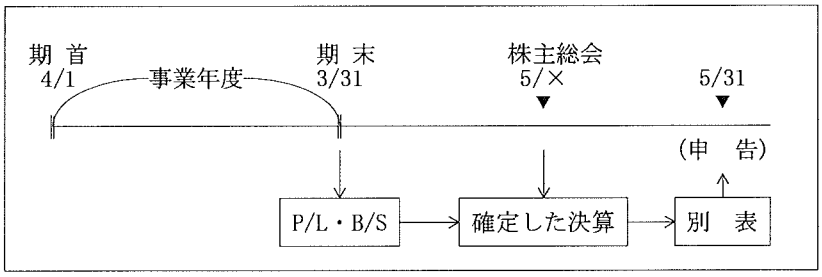

1　別表４

別表４は、確定決算上の当期純利益との差異が生ずる部分を加算又は減算することによって所得金額を計算する表である。

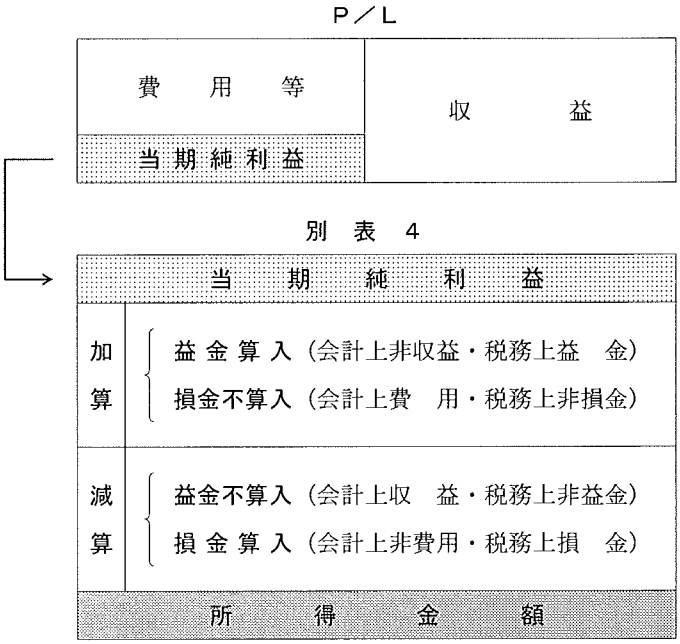

【具体例】

（会計：P／L）	
収　　益	1,000
費　　用	700
利　　益	300

（税務：別表４）	
益　　金	1,200
損　　金	800
所　　得	400

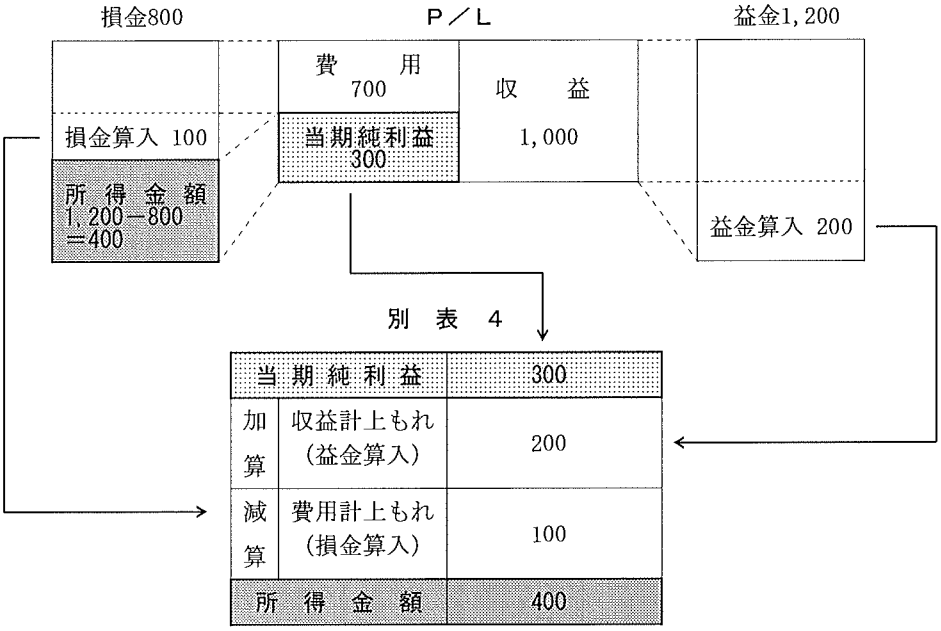

理論的には、益金1,200－損金800＝所得金額400と計算する。

しかし、別表４は損益計算書とのつながりから、税引後当期純利益からスタートし、会計上の収益と税務上の益金との差額及び会計上の原価、費用、損失と税務上の損金との差額を加算又は減算することによって所得金額を誘導的に計算する。

2 加算・減算

別表４において当期純利益にプラスすることを「加算」、当期純利益からマイナスすることを「減算」という。

「加算」又は「減算」する項目の中心は「別段の定め」であり、その内容は次の４つのグループに区分されるが、**何が「加算」となり、何が「減算」となるか**を理解することが重要である。

(1) 益金算入⇨「加算」

会計上収益ではないが、税務上益金の額に算入されるもの

会計上収益に計上していれば問題はないが、収益に計上していなければ企業会計上の利益にプラスする。

（例）売上高の計上もれ、引当金の取崩額など

(2) 損金不算入⇨「加算」

会計上原価・費用・損失だが、税務上損金の額に算入されないもの

企業会計上の利益にプラスする。

（例）交際費、寄附金など

(3) 益金不算入⇨「減算」

会計上収益だが、税務上益金の額に算入されないもの

企業会計上の利益からマイナスする。

（例）受取配当金、法人税の還付金など

(4) 損金算入⇨「減算」

会計上原価・費用・損失ではないが、税務上損金の額に算入されるもの

企業会計上の利益からマイナスする。

（例）売上原価計上もれ、所得の特別控除など

設例

(1) 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税引前当期純利益	10,000円
法人税、住民税及び事業税	4,000円
当期純利益	6,000円

(2) 「売上高計上もれ」 1,500円

売上高が会計上収益計上されていないが、法人税法では益金となる。

(3) 「損金計上法人税」 700円

「損金計上住民税」 300円

「損金計上納税充当金」 2,000円

法人税、住民税及び事業税に含まれ、会計上費用計上しているが、法人税法では損金とならない。

(4) 「受取配当等の益金不算入額」 1,000円

受取配当金を会計上収益計上しているが、法人税法では益金に計上しないことができる。

(5) 「貸倒損失認定損」 3,000円

売掛金の一部は会計上損失計上していないが、法人税法では貸倒損失として損金となる。

【別表４】

摘要		金額
当期利益の額		円
加算	売上高計上もれ	
	損金計上法人税	
	損金計上住民税	
	損金計上納税充当金	
	小計	
減算	受取配当等の益金不算入額	
	貸倒損失認定損	
	小計	
所得金額		

解 説

【別表４】

摘要		金額	
当期利益の額		6,000円	⇦税引後当期純利益
加算	売上高計上もれ	1,500	⇦益金算入
	損金計上法人税	700	⇦損金不算入
	損金計上住民税	300	⇦損金不算入
	損金計上納税充当金	2,000	⇦損金不算入
	小計	4,500	
減算	受取配当等の益金不算入額	1,000	⇦益金不算入
	貸倒損失認定損	3,000	⇦損金算入
	小計	4,000	
所得金額		6,500	

【解答への道】

(1) 損益計算書の当期純利益（税引後）を別表４に転記する。

(2) 法人税法の学習の第一歩は、別表４の記載方法を理解することであり、別表４上の調整項目は、「加算」又は「減算」の２つしかない。したがって、何が「加算」となり、何が「減算」となるのかを的確に判断できるようにしなければならない。

トレーニング 問題 1

7-2　別表4のフォーム

通常の本試験で使用される別表4は簡易形式のもので、実務上使用されるものとは異る。

なお、「摘要欄」に記載する加算・減算の科目名の例示は実務上の慣習による科目名なので、字句の細部にこだわる必要はない。

【別表4】

摘要		金額	
当期利益の額		①　円	⇦税引後当期純利益
加算	損金計上納税充当金 損金計上法人税 損金計上住民税 損金計上住民税利子割額 減価償却超過額 役員給与の損金不算入額 交際費等の損金不算入額 売上高計上もれ ⋮	(益金算入) 及び (損金不算入)	
	小計	②	
減算	納税充当金支出事業税等 受取配当等の益金不算入額 仮払寄附金認定損 売上原価計上もれ 収用等の所得の特別控除額 ⋮	(益金不算入) 及び (損金算入)	
	小計	③	
仮計		④	⇦①+②−③
寄附金の損金不算入額		(加算)	⑤
法人税額控除所得税額		(加算)	
控除対象外国法人税額		(加算)	
合計		⑥	⇦④+⑤
総計		(同上)	
差引計		(同上)	
欠損金等の当期控除額		△　(減算) ⑦	
所得金額		⑥−⑦	

■ 具体的な記載方法

(1) 当期利益の額

確定決算による損益計算書の税引後当期純利益の金額（法人税、住民税及び事業税控除後の金額）を転記する。

(2) 仮計

「当期利益の額＋加算欄小計－減算欄小計」により算出する。

(3) 仮計以下の欄

次の点に注意すること。

① 申告書作成の順序にも関係するため、記載順序が決まっているので、**科目、順序共に正確に暗記**すること。 ② 加算を前提とするため、**減算項目**である「欠損金等の当期控除額」**については金額の前に△（マイナス）の符号を付す**こと。

（注）1 **寄附金の損金不算入額**（損金不算入：加算）

法人の支出した寄附金（費用）のうち、全部又は一部が損金に算入されず、加算されるものである。

2 **法人税額控除所得税額**（損金不算入：加算）

法人に対し所得税が課税された場合には、法人税と所得税の二重課税となるため、一旦、所得税控除前の金額に戻してから、税額控除を行うものである。

3 **控除対象外国法人税額**（損金不算入：加算）

法人に対し外国税が課税された場合には、法人税と外国税の二重課税となるため、一旦、外国税控除前の金額に戻してから、税額控除を行うものである。

4 **欠損金等の当期控除額**（損金算入：減算）

当期前７年以内に生じた欠損金額を当期の所得金額と通算するため、減算するものである。会計上の繰越損失金とは金額的に一致しない。

(4) 合計・総計・差引計

近年の本試験においては、合計・総計・差引計の欄は答案用紙に印刷されているが、合計・総計・差引計の欄が印刷されていない場合には、各自で記載しなければならない。

設 例

1．株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税引前当期純利益	18,500円
法人税、住民税及び事業税	6,500円
当期純利益	12,000円

（注）法人税法上の欠損金等の当期控除額1,800円は別表４で減算する。

2．所得金額に関する事項

(1) 法人税、住民税及び事業税のうち、期末計上額4,000円は「損金計上納税充当金」として、中間申告法人税1,500円及び中間申告住民税500円は「損金計上法人税」及び「損金計上住民税」として、それぞれ別表４で加算する。

(2) 減価償却費700円が費用計上されているが、法人税法上の減価償却の限度額は400円であり、差額を別表４で「減価償却超過額」として加算する。

(3) 受取配当金のうち100円は別表４で「受取配当等の益金不算入額」として減算する。

(4) 仮払金経理した広告宣伝費900円は費用計上されていないが、別表４で「仮払広告宣伝費認定損」として減算する。

(5) 寄附金の損金不算入額は300円であり、別表４で加算する。

(6) 法人税額控除所得税額は200円であり、別表４で加算する。

【別表４】

摘要		金額
当期利益の額		円
加算	損金計上納税充当金 損金計上法人税 損金計上住民税 減価償却超過額	
	小計	
減算	受取配当等の益金不算入額 仮払広告宣伝費認定損	
	小計	
仮計		
寄附金の損金不算入額 法人税額控除所得税額		
合計		
総計		
差引計		
欠損金等の当期控除額		
所得金額		

解 説

【別表４】

摘要		金額	
当期利益の額		12,000円	⇦税引後当期純利益
加算	損金計上納税充当金	4,000	⇦損金不算入
	損金計上法人税	1,500	⇦損金不算入
	損金計上住民税	500	⇦損金不算入
	減価償却超過額	300	⇦損金不算入 (700円－400円)
	小計	6,300	
減算	受取配当等の益金不算入額	100	⇦益金不算入
	仮払広告宣伝費認定損	900	⇦損金算入
	小計	1,000	
仮計		17,300	
寄附金の損金不算入額		300	⇦損金不算入
法人税額控除所得税額		200	⇦損金不算入
合計		17,800	
総計		17,800	
差引計		17,800	
欠損金等の当期控除額		△ 1,800	⇦損金算入
所得金額		16,000	

【解答への道】

法人税法の学習の第一歩は、別表４の記載の仕方を理解することにある。別表４では、常に企業会計上の経理と税務上の取扱いを比較して、加算になるか、減算になるかを考えて調整しなければならない。

➡トレーニング 問題２－５

今回のポイント

● テーマ１　納税義務者と課税所得等の範囲

1. 法人税の概要

(1) 法人税は、法人の［　①　］に対して課される［　②　］方式による国税である。

(2) ３種類の法人税の中心となるのは、［　③　］に対する法人税である。

2. 納税義務者と課税所得等の範囲

(1) ［　④　］に対しては、法人税は課されない。

(2) 株式会社は、法人税の課税上、［　⑤　］に分類される。

● テーマ６　各事業年度の所得の金額の計算の通則

(1) ［　③　］に対する法人税の課税標準は、［　⑥　］である。

(2) ［　⑥　］は、その事業年度の［　⑦　］からその事業年度の［　⑧　］を控除して計算する。

● テーマ７　企業利益と課税所得

1. 具体的な課税所得計算と別表４

(1) 企業利益を出発点として所得金額を計算する表を［　⑨　］という。

(2) ［　⑨　］において、利益に対して所得金額を増やす加算調整として［　⑩　］があり、利益に対して所得金額を減らす減算調整として［　⑪　］がある。

2. 別表４のフォーム

(1) ［　⑨　］において、減価償却超過額は［　⑫　］欄に記載し、受取配当等の益金不算入額は［　⑬　］欄に記載する。

(2) ［　⑨　］の仮計以下に記入する金額がマイナスである場合には、［　⑭　］を付して記載する。

---

① 所得　② 申告納税　③ 各事業年度の所得

④ 公共法人　⑤ 普通法人

⑥ 各事業年度の所得の金額　⑦ 益金の額　⑧ 損金の額

⑨ 別表４　⑩ 益金算入・損金不算入　⑪ 益金不算入・損金算入

⑫ 加算　⑬ 減算　⑭ △

＜メ　　モ＞

＜メ　　モ＞

トレーニング

＜今回の学習内容＞

第１回講義　使用ページ

問題１～５

問題編

※　解答上の留意点

(1)　問題文中の「当期」とは、特に指示がある場合を除き、「平成24年４月１日から平成25年３月31日までの期間」をいいます。

(2)　問題に表示されている目標時間は、繰返し解答する上での最終的な目標時間と考えて下さい。

問題１　別表４（１）　（シートあり）

基礎

－3分－

次の資料により、当社の当期における課税標準である所得の金額を求めなさい。

(1) 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税引前当期純利益	170,000,000円
法人税、住民税及び事業税	50,000,000円
当期純利益	120,000,000円

(2) 会計上収益計上されていないが、法人税法では益金となるもの

売上高計上もれ	540,400円

(3) 会計上費用計上しているが、法人税法では損金とならないもの

交際費の損金不算入額	1,200,000円
損金計上納税充当金	22,000,000円
損金計上法人税	10,800,000円
損金計上住民税	3,900,000円

(4) 会計上収益計上しているが、法人税法では益金にならないもの

受取配当等の益金不算入額	84,000円

(5) 会計上原価計上していないが、法人税法では損金となるもの

売上原価計上もれ	307,000円

問題２　別表４（２）　（シートあり）

基礎

－4分－

次の資料により、当社の当期における課税標準である所得の金額を求めなさい。

(1) 費用に計上した納税充当金繰入額35,000,000円は、別表４で加算される。

(2) 費用に計上した金額のうち次のものは、別表４で加算される。

① 中間申告分法人税　23,000,000円

② 中間申告分住民税　8,300,000円

(3) 納税充当金を取崩して支払った前期確定分事業税7,500,000円は、別表４で減算される。

(4) かねてより保有している株式につき、受け取った配当金は 3,000,000円であり、これについて課された所得税は600,000円である。会社決算上は次のように処理しているが、受取配当金は別表４で減算され、課された所得税は別表４で加算される。

（現　　金）	3,000,000円	（受取配当金）	3,000,000円
（租 税 公 課）	600,000円	（現　　金）	600,000円

(5) 外国支店において課された外国法人税額100,000円は、別表４で加算される。

(6) 費用に計上した寄附金2,000,000円のうち253,400円は、別表４で加算される。

(7) 当期の売上に計上すべき5,000,000円が計上されていないため、別表４で加算される。

(8) 当期の売上原価に計上すべき2,500,000円が計上されていないため、別表４で減算される。

(9) 欠損金等の当期控除額1,000,000円は、別表４で減算される。

問題３　別表４（３）　（シートあり）

基礎

―4分―

次の資料により、当社の当期における課税標準である所得の金額を求めなさい。

(1) 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税引前当期純利益	23,270,650円
法人税、住民税及び事業税	10,300,000円
当期純利益	12,970,650円

(2) 費用に計上した納税充当金繰入額7,000,000円は、法人税法上損金の額に算入されないため、別表４で加算される。

(3) 費用に計上した中間申告分の法人税2,000,000円、中間申告分の住民税600,000円は、法人税法上損金の額に算入されないため、別表４で加算される。

(4) 営業外収益に計上されている受取配当金320,000円は、法人税法上益金の額に算入されないため、別表４で減算される。

(5) 受取配当金について源泉徴収された税額控除される所得税64,000円は、営業外費用に計上されているが、法人税法上損金の額に算入されないため、別表４で加算される。

(6) 寄附金の損金不算入額が100,000円あり、別表４で加算される。

問題４　別表４（４）　（シートあり）

基礎

－8分－

株式会社Ｔ商事の決算が株主総会で承認され、この決算に基づいて法人税の申告をするためには、次の事項を調整しなければならない。別表４への記入を行いなさい。

(1)　事業年度　　平成24年４月１日～平成25年３月31日

(2)　株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税引前当期純利益	63,350,000円
法人税、住民税及び事業税	30,000,000円
当期純利益	33,350,000円

(3)　費用計上した納税充当金繰入額15,000,000円は、税務上の損金の額に算入されないため、別表４で加算される。

(4)　費用計上されている金額には次の損金不算入額があるため、別表４で加算される。

中間申告分法人税	10,000,000円
中間申告分住民税	1,800,000円
印紙税の過怠税	130,000円

(5)　前期確定申告分事業税3,460,000円は、納税充当金を取崩して納付したため費用に計上されていないが、税務上の損金の額に算入されるため、別表４で減算される。

(6)　営業外収益に計上した受取配当金600,000円は、税務上益金の額に算入されないため、別表４で減算される。

(7)　受取配当金について源泉徴収された税額控除される所得税120,000円は、営業外費用に計上しているが、税務上損金の額に算入されないため、別表４で加算される。

(8)　費用計上した寄附金のうち損金の額に算入されない金額800,500円は、別表４で加算される。

(9)　建物について減価償却費を8,700,000円計上しているが税務上の償却限度額は4,370,000円であり、差額の4,330,000円は別表４で加算される。

(10)　税務上当期の売上高に計上すべき金額は1,370,000円であるが、会社決算において会計担当者のミスにより1,730,000円と計上されているため、差額の360,000円は別表４で減算される。

(11)　外国支店の所得について課された税額控除される外国税額10,000円については、租税公課に計上しているが、税務上損金の額に算入されないため、別表４で加算される。

問題５　別表４（５）　（シートあり）　基礎

－Ⓨ８分－

次の資料によりＴ商事株式会社（以下「当社」という。）の当期における課税標準である所得金額を計算しなさい。

(1) 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税引前当期純利益	32,100,000円
法人税、住民税及び事業税	22,600,000円
当期純利益	9,500,000円

(2) 所得計算上の留意点

① 役員給与として損金不算入となる金額591,000円が販売費及び一般管理費として計上されている。

② 当期の損金の額に算入する寄附金192,800円を仮払金として処理しているため、費用計上されていない。

③ 営業外収益には税務上益金の額に算入されない受取配当金500,000円が含まれている。

④ 法人税額から控除する所得税額が販売費及び一般管理費として100,000円計上されている。当社は、この所得税額を法人税額から控除するため損金の額に算入しない。

⑤ 販売費及び一般管理費として計上されている法人税の中間納付額8,000,000円及び住民税の中間納付額3,000,000円は、いずれも損金不算入とされる。

⑥ 納税充当金を取崩して納付した前期確定分事業税300,000円は税務上の損金の額に算入する。

⑦ 税務上、当期の売上高に計上すべき150,000円が会社決算では売上高に計上されていない。なお、この売上に係る商品90,000円は、会社決算では期末棚卸高として計上されているため、売上原価に計上されていないが、税務上損金の額に算入される。

⑧ 機械の減価償却費として877,500円が販売費及び一般管理費に計上されているが、税務上の償却限度額は730,000円であるため、差額は損金の額に算入しない。

⑨ 納税充当金繰入額9,000,000円は、当期の法人税、住民税及び事業税の確定分として引当てたものであるが、税務上は損金の額に算入しない。

⑩ 欠損金等の当期控除額8,000,000円は当期の損金の額に算入される。

解答編

問題１　別表４（１）

【別表４】

摘要		金額	
当期利益又は当期欠損の額		120,000,000円	⇨ 税引後の当期利益を転記
加算	売上高計上もれ	540,400	→ 益金算入
	交際費の損金不算入額	1,200,000	損金不算入
	損金計上納税充当金	22,000,000	損金不算入
	損金計上法人税	10,800,000	損金不算入
	損金計上住民税	3,900,000	損金不算入
	小計	38,440,400	
減算	受取配当等の益金不算入額	84,000	→ 益金不算入
	売上原価計上もれ	307,000	→ 損金算入
	小計	391,000	
所得金額		158,049,400	

問題２　別表４（２）

【別表４】

摘要		金額	
当期利益又は当期欠損の額		80,000,000円	
加算	損金計上納税充当金	35,000,000	損金不算入
	損金計上法人税	23,000,000	損金不算入
	損金計上住民税	8,300,000	損金不算入
	売上計上もれ	5,000,000	→ 益金算入
	小計	71,300,000	
減算	納税充当金支出事業税等	7,500,000	→ 損金算入
	受取配当等の益金不算入額	3,000,000	→ 益金不算入
	売上原価計上もれ	2,500,000	→ 損金算入
	小計	13,000,000	
仮計		138,300,000	
寄附金の損金不算入額		253,400	損金不算入
法人税額控除所得税額		600,000	損金不算入
控除対象外国法人税額		100,000	損金不算入
合計		139,253,400	
総計		139,253,400	
差引計		139,253,400	
欠損金等の当期控除額		△ 1,000,000	
所得金額		138,253,400	

欠損金等の当期控除額の注意点
(1) 記載場所
（差引計と所得金額の間）
(2) 金額欄に△を付ける

【解答への道】

加算欄、減算欄の科目は、実務上の慣習によるものなので、細部にこだわらず徐々に覚えればよい。なお、仮計以下は、最終的には科目・順序共に正確に暗記する。

問題３　別表４（３）

【別表４】

摘　　要		金　　額
当期利益又は当期欠損の額		12,970,650円
加算	損金計上納税充当金	7,000,000
	損金計上法人税	2,000,000
	損金計上住民税	600,000
	小　　計	9,600,000
減算	受取配当等の益金不算入額	320,000
	小　　計	320,000
仮　　計		22,250,650
寄附金の損金不算入額		100,000
法人税額控除所得税額		64,000
合　　計		22,414,650
総　　計		22,414,650
差引計		22,414,650
所得金額		22,414,650

当社に適用されない制度については記載不要※

※本問では「控除対象外国法人税額」と「欠損金の当期控除額」の記載なし

問題４　別表４（４）

【別表４】

区分		金額	
当期利益又は当期欠損の額		33,350,000円	
加算	損金計上納税充当金	15,000,000	
	損金計上法人税	10,000,000	
	損金計上住民税	1,800,000	
	損金計上過怠税	130,000	
	建物減価償却超過額	4,330,000	⇦ 会社計上 8,700,000－税法限度 4,370,000＝4,330,000
	小計	31,260,000	
減算	納税充当金支出事業税等	3,460,000	
	受取配当等の益金不算入額	600,000	
	売上過大計上	360,000	⇦ 会社計上 1,730,000－適正額 1,370,000＝360,000
	小計	4,420,000	
仮計		60,190,000	
寄附金の損金不算入額		800,500	
法人税額控除所得税額		120,000	
控除対象外国法人税額		10,000	
合計		61,120,500	
総計		61,120,500	
差引計		61,120,500	
所得金額		61,120,500	

【解答への道】

(1) 建物の減価償却費8,700,000円が費用に計上されているが、税務上の損金算入の限度額はこのうち4,370,000円であり、差額の4,330,000円は別表４で加算することにより損金不算入とする（結果として所得金額の計算上は、税務上の限度額である4,370,000円が損金の額となっている。詳細は後日学習。）。

(2) 売上高については、適正額が1,370,000円であるところを1,730,000円として計上していることから、差額の360,000円が別表４で売上の過大計上分として減算される（結果として所得金額の計算上は、適正な売上高である1,370,000円が益金の額となっている。）。

問題５　別表４（５）

【別表４】

摘要		金額	計算過程（単位：円）
当期利益又は当期欠損の額		9,500,000円	(減価償却)
加算	役員給与の損金不算入額	591,000	会社計上　税法限度 877,500－730,000＝147,500
	損金計上法人税	8,000,000	
	損金計上住民税	3,000,000	
	売上高計上もれ	150,000	
	機械減価償却超過額	147,500	
	損金計上納税充当金	9,000,000	
	小計	20,888,500	
減算	仮払寄附金認定損	192,800	
	受取配当等の益金不算入額	500,000	
	納税充当金支出事業税等	300,000	
	売上原価計上もれ	90,000	
	小計	1,082,800	
仮計		29,305,700	
法人税額控除所得税額		100,000	
合計		29,405,700	
総計		29,405,700	
差引計		29,405,700	
欠損金等の当期控除額		△ 8,000,000	
所得金額		21,405,700	

欠損金等の当期控除額の注意点
(1) 記載場所
（差引計と所得金額の間）
(2) 金額欄に△を付ける

システムカード

＜今回の学習内容＞

第１回講義　使用ページ

p．9

7　企業利益と課税所得

1．別表４（所得の金額の計算に関する明細書）

摘　　要		金　額	計算過程
会社計上当期純利益		①　円	⇦税引後純利益
加算	(益金算入) (損金不算入)		
	小　計	②	
減算	(益金不算入) (損金算入)		
	小　計	③	
仮　計		①+②−③	
寄附金の損金不算入額 法人税額控除所得税額 控除対象外国法人税額			
合　計			
総　計			
差引計			
欠損金等の当期控除額		△	
所得金額			

理論マスター

＜今回の学習内容＞

第１回講義　使用ページ

テーマ１

テーマ２

1－1　納税義務者と課税所得等の範囲　〔ランクＡ〕

１．納税義務者　重要度◎

(1)　**内国法人**（法４①）

内国法人は、法人税を納める義務がある。

ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は退職年金業務等を行う場合に限る。

(2)　**公共法人**（法４②）

公共法人は、(1)にかかわらず、法人税を納める義務がない。

(3)　**外国法人**（法４③）

外国法人は、国内源泉所得を有するとき（人格のない社団等については、国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有するときに限る。）、法人課税信託の引受けを行うとき又は退職年金業務等を行うときは、法人税を納める義務がある。

２．課税所得等の範囲　重要度◎

(1)　**内国法人**（法５、７、８）

①　内国法人に対しては、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

②　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、①にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

③　退職年金業務等を行う内国法人に対しては、①の法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

(2)　**外国法人**（法９～10の２）

①　外国法人に対しては、各事業年度の所得のうち外国法人の区分に応じそれぞれの国内源泉所得に係る所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

②　外国法人（人格のない社団等に限る。）の①の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、①にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

③　退職年金業務等を行う外国法人に対しては、①に係る法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

(3)　**適用停止**（措法68の４）

退職年金業務等を行う法人の一定の期間内に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

３．用語の意義

重要度◎

(1)　**内国法人**（法２三）

国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

(2)　**外国法人**（法２四）

内国法人以外の法人をいう。

(3)　**人格のない社団等**（法２八、法３）

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

なお、人格のない社団等は、法人とみなして法人税法の規定を適用する。

参考　**法人課税信託の引受けを行う個人**（法４④）

個人は、法人課税信託の引受けを行うときは、法人税を納める義務がある。

1―2　事業年度　〔ランクＡ〕

■趣　旨■

所得金額の計算の基礎となる期間を明確にするために事業年度を規定している。

また、事業年度の中途に課税関係が変化した場合における、通常の事業年度との区分の必要から、みなし事業年度を規定している。

１．事業年度の意義　重要度◎

(1)　**会計期間の定めがある場合**（法13①）

事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（以下「会計期間」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」という。）に定めるものをいう。

(2)　**会計期間の定めがない場合**（法13①～④）

①　法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、設立の日等以後２月以内に納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間をいう。

②　①の届出をすべき法人（人格のない社団等を除く。）がその届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長が指定し、通知した会計期間をいう。

③　①の届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その年の１月１日から12月31日までの期間をいう。

(3)　**１年を超える会計期間の場合**（法13①）

(1)又は(2)の期間が１年を超える場合には、その期間をその開始の日以後１年ごとに区分した各期間（最後に１年未満の期間を生じたときは、その１年未満の期間）をいう。

２．みなし事業年度（法14）　重要度◎

次の場合には、上記１．にかかわらず、それぞれの期間をその法人の事業年度とみなす。

(1)　内国法人が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をした場合

①　その事業年度開始の日から解散の日までの期間

②　解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

(2)　法人が事業年度の中途において合併により解散した場合

その事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間

(3)　清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合
　その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間
(4)　清算中の内国法人が事業年度の中途において継続した場合
　①　その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間
　②　継続の日からその事業年度終了の日までの期間

３．事業年度の変更等の届出（法15）　重要度○

法人はその定款等に定める会計期間を変更し、又は新たに定めた場合には、遅滞なく、その変更前及び変更後の会計期間又はその定めた会計期間を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

参考　外国法人におけるみなし事業年度（法14）

次の法人がそれぞれに該当するときは、それぞれの期間をその法人の事業年度とみなす。
(1)　国内に支店等を有しない外国法人が事業年度の中途において国内に支店等を有する外国法人に該当することとなった場合等
　①　その事業年度開始の日から該当することとなった日の前日までの期間
　②　該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間
(2)　国内に支店等を有する外国法人が事業年度の中途において国内に支店等を有しない外国法人に該当することとなった場合等
　①　その事業年度開始の日から該当することとなった日までの期間
　②　該当することとなった日の翌日からその事業年度終了の日までの期間
(3)　一定の外国法人が事業年度の中途において国内で新たに人的役務の提供事業を開始し、又はその事業を廃止した場合
　①　その事業年度開始の日からその事業の開始の日の前日又はその事業の廃止の日までの期間
　②　①に掲げる日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

1―3　納税地　〔ランクB〕

■趣　旨■

申告納付等の義務を履行し、行政処分に対する異議申立て等の権利を行使する場合の基準となる場所をいう。

１．内国法人（法16）　重要度◎

本店又は主たる事務所の所在地とする。

２．外国法人（法17、令16）　重要度△

次の外国法人の区分に応じ、それぞれの場所とする。

(1)　国内に恒久的施設を有する外国法人
　国内において行う事業に係る事務所、事業所等の所在地（これらが２以上の場合は主たるものの所在地）

(2)　(1)以外で、不動産の貸付け等の対価を受ける外国法人
　その対価に係る資産の所在地（資産が２以上の場合は主たるものの所在地）

(3)　(1)、(2)以外の外国法人
　その外国法人が選択した場所その他一定の場所

３．指　定（法18）　重要度○

上記１．又は２．の納税地が法人税の納税地として不適当であると認められる場合には、納税地の所轄国税局長等は、その法人税の納税地を指定することができる。

この場合には、その法人に対し書面によりその旨を通知する。

４．指定の取消し（法19）　重要度○

納税地の指定処分の取消しがあった場合においても、その取消しは、その指定処分のあった時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となった納税地でされた申告等の効力に影響を及ぼさない。

５．異動の届出（法20①、令18①）　重要度○

法人は、納税地に異動があった場合には、遅滞なく、その異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

６．連結納税制度の特例（法20②、令18②）　重要度△

連結親法人は、連結子法人の本店等所在地に異動があった場合には、遅滞なく、その連結親法人の納税地の所轄税務署長並びにその連結子法人の異動前及び異動後の本店等所在地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

参考　法人課税信託の受託者である個人（法17の２）

法人課税信託の受託者である個人のその法人課税信託に係る法人税の納税地は、所得税法に定める場所とする。

参考　設立等に係る届出（法148、150）

(1)　設立した場合

新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後２月以内に、納税地等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(2)　収益事業を開始した場合

内国法人である公益法人等又は人格のない社団等は、新たに収益事業を開始した場合には、その開始の日以後２月以内に、納税地等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(3)　普通法人等に該当することとなった場合

公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後２月以内に、納税地等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

1－4　資本金等の額　〔ランクＢ〕

１．資本金等の額（令８）　重要度◎

法人が株主等から出資を受けた金額として、(1)と(2)の金額の合計額をいう。

(1)　資本金の額又は出資金の額

(2)　①の金額の合計額から②の金額の合計額を減算した金額

①　資本金等の額に加算するもの

イ　株式の発行又は自己の株式の譲渡をした場合の払込金銭の額等から増加した資本金の額（注）を減算した金額

（注）設立による株式の発行は、設立時の資本金の額

ロ　新株予約権の行使によりその行使をした者に自己の株式を交付した場合の払込金銭の額等及びその直前の新株予約権の帳簿価額の合計額からその行使に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額

ハ　資本金の額を減少した場合のその減少した金額

ニ　その他一定の金額

②　資本金等の額から減算するもの

イ　準備金の額又は剰余金の額を減少して資本金の額を増加した場合のその増加額

ロ　資本の払戻し又は解散による残余財産の一部分配に係る減資資本金額

ハ　自己の株式の取得（市場における購入によるもの等を除く。）等により金銭等を交付した場合の取得資本金額

ニ　自己の株式の取得（市場における購入によるもの等に限る。）の対価の額等

ホ　みなし配当事由によりその法人との間に完全支配関係がある他の内国法人から金銭等の交付を受けた場合等（当該他の内国法人の残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含む。）のみなし配当の額及びそのみなし配当事由に係る有価証券の譲渡対価の額とされる金額からその金銭の額等の合計額を減算した金額に相当する金額

ヘ　その他一定の金額

２．その他の調整金額

重要度○

(1)　資本金等の額に加算するもの

①　合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加資本金額等を減算した金額

②　分割型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加資本金額等を減算した金額

③　分社型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加資本金額等を減算した金額

④　適格現物出資により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加した資本金の額を減算した金額

⑤　非適格現物出資により現物出資法人に交付した被現物出資法人の株式のその時の価額から増加した資本金の額を減算した金額

⑥　株式交換により移転を受けた株式交換完全子法人の株式の取得価額から増加資本金額等を減算した金額

⑦　株式移転により移転を受けた株式移転完全子法人の株式の取得価額からその移転時の資本金の額等を減算した金額

(2)　資本金等の額から減算するもの

分割法人の分割型分割の直前の資本金等の額に移転純資産割合を乗じて計算した金額

1－5　利益積立金額　〔ランクＢ〕

１．利益積立金額（令９）　重要度◎

法人の所得の金額で留保している金額として、(1)の金額の合計額から(2)の金額の合計額を減算した金額をいう。

(1)　利益積立金額に加算するもの

①　イ～トまでの金額の合計額からチ～ヌの金額の合計額を減算した金額（留保していない金額がある場合にはその留保していない金額を減算した金額とし、公益法人等又は人格のない社団等にあっては収益事業から生じたものに限る。）

イ　所得の金額（各種所得の特別控除額を含む。）

ロ　受取配当等の益金不算入額

ハ　外国子会社から受ける配当等の益金不算入額

ニ　受贈益の益金不算入額

ホ　還付金等の益金不算入額等

ヘ　繰越欠損金等の損金算入額

ト　その他一定の金額

チ　欠損金額

リ　法人税及び住民税として納付することとなる金額

ヌ　完全支配関係がある法人間の取引により譲渡損益調整資産の取得価額に算入しない金額から譲渡損益調整資産の取得価額に算入する金額を減算した金額

②　法人が有するその法人との間に完全支配関係（連結完全支配関係を除く。）がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合のその受贈益の額に持分割合を乗じて計算した金額からその寄附金の額に持分割合を乗じて計算した金額を減算した金額

③　その他一定の金額

(2)　利益積立金額から減算するもの

①　剰余金の配当（株式等に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの等を除く。）等の額として株主等に交付する金銭の額等の合計額

②　資本の払戻し又は残余財産の一部分配による交付金銭の額等の合計額が減資資本金額を超える場合のその超える部分の金額

③　自己の株式の取得（市場における購入によるもの等を除く。）等による交付金銭の額等の合計額が取得資本金額を超える場合のその超える部分の金額

④　その他一定の金額

２．その他の調整金額

重要度○

(1)　利益積立金額に加算するもの

①　適格合併により被合併法人から移転を受けた資産の帳簿価額から負債の帳簿価額並びに増加した資本金等の額等を減算した金額

②　適格分割型分割により分割法人から移転を受けた資産の帳簿価額から負債の帳簿価額並びに増加した資本金等の額等を減算した金額

③　適格現物分配により現物分配法人から交付を受けた資産の帳簿価額に相当する金額

(2)　利益積立金額から減算するもの

①　非適格分割型分割に係る分割法人が株主等に交付した金銭の額等から減少する資本金等の額を減算した金額

②　適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産の帳簿価額から負債の帳簿価額及び減少する資本金等の額を減算した金額

1－6　実質課税（所得の帰属）　〔ランクＢ〕

■趣　旨■

税法の解釈にあたり、経済的実質に従って課税を行おうとする考え方である。

法人税では、真に租税を負担すべき者に課税することが要求されるため、名義や法形式と経済的実質が異なる場合に課税の公平を確保する上で重要である。

１．実質所得者課税の原則（法11）　重要度◎

資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとして、法人税法の規定を適用する。

２．信託財産に属する資産及び負債等の帰属　重要度◎

(1)　内　容（法12①）

信託の受益者は、その信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及び費用とみなして、法人税法の規定を適用する。

ただし、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

(2)　集団投資信託その他の信託（法12③）

法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用は、その法人の各事業年度の所得の金額及び各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、その法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、法人税法の規定を適用する。

(3)　**法人課税信託**（法４の６）

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、法人税法の規定を適用する。この場合、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、そのみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

（注１）信託資産等とは、信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。

（注２）固有資産等とは、法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。

参考　**用語の意義**（法２）

(1)　**集団投資信託**

合同運用信託、証券投資信託、特定受益証券発行信託その他一定の信託をいう。

(2)　**法人課税信託**

次の信託（集団投資信託、退職年金等信託及び特定公益信託等を除く。）をいう。

①　受益証券発行信託（特定受益証券発行信託を除く。）

②　受益者が存しない信託

③　法人が委託者となる信託で一定のもの

④　特定目的信託

1－7　法人課税信託　〔ランクＢ〕

１．受託者に関する法人税法の適用（法４の６）　重要度◎

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、法人税法の規定を適用する。この場合、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、そのみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

（注１）信託資産等とは、信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。

（注２）固有資産等とは、法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。

２．受託法人等に関する法人税法の適用（法４の７）　重要度◎

受託法人又は法人課税信託の受益者について法人税法の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

(1)　法人課税信託に係る受託法人は、その信託された営業所が国内にある場合には内国法人とし、国内にない場合には外国法人とする。

(2)　受託法人（会社でないものに限る。）は、会社とみなす。

(3)　法人課税信託の受益権は株式等とみなし、受益者は株主等に含まれるものとする。

この場合、その法人課税信託の受託者である法人の株式等は、受託法人の株式等でないものとみなし、その受託者である法人の株主等は、受託法人の株主等でないものとする。

(4)　受託法人は、その受託法人に係る法人課税信託の効力が生ずる日等に設立されたものとする。

(5)　法人課税信託について信託の終了があった場合等には、その受託法人の解散があったものとする。

(6)　法人課税信託の委託者がその有する資産の信託をした場合等には、その受託法人に対する出資があったものとみなす。

(7)　法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす。

(8)　その他一定の法人税法の適用

３．所得の金額の計算

重要度○

(1)　**特定受益証券発行信託**（法64の３①）

特定受益証券発行信託が法人課税信託に該当することとなった場合には、その該当することとなった時の直前の未分配利益の額に相当する金額は、その法人課税信託に係る受託法人のその該当することとなった日の属する事業年度の益金の額に算入する。

(2)　**法人課税信託に該当しないこととなった場合**（法64の３②③）

受益者が存しない法人課税信託に受益者が存することとなったことにより受益者が存しない法人課税信託に該当しないこととなった場合には、その法人課税信託に係る受託法人は、その受益者に対しその信託財産に属する資産及び負債のその該当しないこととなった時の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。

この場合において、その受益者が内国法人であるときは、その内国法人は、その資産及び負債の帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。

(3)　**受託者が変更された場合**（法64の３④）

法人課税信託に係る受託法人がその法人課税信託の受託者の変更によりその法人課税信託に係る資産及び負債の移転をしたときは、その変更後の受託者にその移転をした資産及び負債のその変更の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、その受託法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

参考　**その他一定の法人税法の適用**（法４の７）

(1)　信託の併合は合併とみなし、従前の信託である法人課税信託に係る受託法人は被合併法人に含まれるものと、新たな信託である法人課税信託に係る受託法人は合併法人に含まれるものとする。

(2)　信託の分割は分割型分割に含まれるものとし、分割により信託財産の一部を移転する法人課税信託に係る受託法人は分割法人に含まれるものと、その一部の移転を受ける法人課税信託に係る受託法人は分割承継法人に含まれるものとする。

1―8　受益者等課税信託による損失　〔ランクC〕

■趣　旨■

信託から生じる損失を利用した租税回避行為を防止するため、一定の受益者の信託損失額を損金の額に算入しない課税の特例を設けている。

1．組合等損失超過額の損金不算入（措法67の12①）　重要度◎

法人が特定受益者に該当する場合で、かつ、その信託につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に信託財産の価額とされている場合等には、その法人のその事業年度の組合等損失超過額は、その事業年度の損金の額に算入しない。

（注）特定受益者とは、信託（集団投資信託及び法人課税信託を除く。）の受益者をいう。

2．組合等損失超過額の損金算入（措法67の12②）　重要度○

確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合等損失超過合計額を有する場合には、その組合等損失超過合計額のうちその事業年度のその法人の信託（その組合等損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として一定の金額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

参考　**組合事業等による損失がある場合の課税の特例**（措法67の12）

(1)　法人が特定組合員又は特定受益者に該当する場合で、かつ、その組合契約に係る組合事業又はその信託につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産又は信託財産の価額とされている場合等には、その法人のその事業年度の組合等損失超過額は、その事業年度の損金の額に算入しない。

(2)　確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合等損失超過合計額を有する場合には、その組合等損失超過合計額のうちその事業年度のその法人の組合事業又は信託（その組合等損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として一定の金額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

2－1　各事業年度の所得の金額の計算の通則〔ランクＡ〕

１．各事業年度の所得に対する法人税の課税標準（法21）　重要度◎

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

２．各事業年度の所得の金額（法22①）　重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額とする。

３．益金の額（法22②）　重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

４．損金の額（法22③）　重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の額とする。

(1)　その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

(2)　(1)のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

(3)　その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

５．公正妥当な会計処理の基準（法22④）　重要度◎

所得の金額の計算にあたって収益の額及び原価・費用・損失の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

６．資本等取引の意義（法22⑤、法２十六）　重要度◎

法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

（注）資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として一定の金額をいう。

参考　収益の認識基準

(1)　棚卸資産の販売（基通２－１－１）
　　引渡しがあった日
(2)　請負契約（基通２－１－５）
　①　物の引渡しを要する請負
　　目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日
　②　物の引渡しを要しない請負
　　約した役務の全部を完了した日
(3)　固定資産の譲渡（基通２－１－14）
　①　原　則
　　引渡しのあった日
　②　特　例
　　売買契約効力発生の日
(4)　貸付金利子（基通２－１－24）
　①　原　則
　　期間の経過に応じて収益計上（期間対応）
　②　特　例
　　利払期日の到来する都度（継続適用）
　（注）借入金と貸付金とがひも付の場合には、①を適用する。

参考　債務の確定の判定（基通２－２－12）

債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。
(1)　その事業年度終了の日までにその費用に係る債務が成立していること。
(2)　その事業年度終了の日までにその債務に基づいて具体的な給付原因となる事実が発生していること。
(3)　その事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができること。

テーマ２　企業利益と課税所得

(MEMO)